

I 知事許可漁業の許可等に関する取扱方針

漁業法（以下「法」という。）第66条第1項及び静岡県漁業調整規則（以下「規則」という。）第6条に基づく知事許可漁業に係る許可等に関する取扱いについては関係法令によるものほか、この方針による。

1 基本方針

(1) 許可漁業及びその種類

法第66条第1項及び規則第6条第1号及び第2号アからツに定める漁業については、漁業別の許可等の取扱方針に示す漁業種類に分類するものとする。

なお、法第66条第1項及び規則第6条第2号アからコに定める漁業については、当該漁業ごと及び当該漁業に使用する船舶ごとの、第1号及び第2号サからツに定める漁業については当該漁業ごとの許可とする。

(2) 操業区域及び操業期間

おおむね一斉更新前の扱いと同一とするが、漁業によっては、漁業調整上又は資源保護上支障のない範囲内で調整を図ることとする。

(3) 許可又は起業の認可をすべき数（定数）

規則第25条に基づき定数を定める必要がある漁業は、原則として一斉更新直前の許可数又は起業の認可数をもって定めるものとするが、漁業によっては、漁業調整上支障のない範囲内で調整を図ることとする。

(4) 起業の認可について

- 規則第21条及び第22条に基づく起業の認可の有効期間は10か月以内とし、延長についてはやむを得ない理由がある場合に認めるものとする。
- 一斉更新前に起業の認可を受けていた者が一斉更新時に引き続き同一漁業について起業の認可を申請する場合、はじめに認可を受けた日から起算して3年を超えることとなる起業の認可の申請は原則として認めないものとする。また、申請を認める場合でも、その有効期間ははじめに認可を受けた日から起算して3年を超えないものとし、期間を延長する場合も同様とする。

(5) 使用船舶及び漁具の規模の制限

漁獲強度の増大又は過当競争あるいは、他種漁業との競合等が生じると考えられる漁業については、従来同様使用船舶又は漁具について一部制限するものとする。

(6) 短期許可等について

- 小型機船底びき網漁業手続第3種（貝けた網漁業）については、漁獲対象物が共同漁業権漁

業の内容となり得るものであり、その発生状況が年により著しい変動があること等を考慮し本漁業の許可は短期許可扱いとする。

- 2 あおりいかしば漬け網漁業については、その来遊状況が年により変動があることを考慮し、本漁業の許可は短期許可（おおむね来遊期間内）とする。
- 3 あじ、さば棒受網漁業及びさばすくい網漁業については、他県との調整を要するため、短期許可とする。
- 4 他県との調整を要する漁業における県外漁業者に対する許可については連合海区漁業調整委員会その他県外漁業者との漁業調整機構の決定を前提に許可するものとする。

(7) 兼業許可について

当該漁業ごと及び当該船舶ごとに許可を受けなければならない漁業であって兼業として許可される漁業については、主たる漁業に係る許可船舶についてのみ兼業許可とするものとする。

また、規則第 27 条及び第 28 条に基づく許可又は起業の認可に当っては、兼業する許可漁業は分離できないものとする。

(8) 規則第 16 条と第 27 条との同時適用

漁業ごと及び船舶ごとの漁業許可を受けたものがその許可を受けた船舶を当該漁業に使用することを廃止し、又は許可船舶が滅失し、若しくは沈没したため、他の船舶について当該漁業の許可又は起業の認可を申請した場合において、その申請の内容が従前の許可を受けた内容と同一でないときは、当該申請の内容が当該従前の許可を受けた内容を規則第 16 条の規定により許可を受けて変更できる範囲内のものであるときに限り、当該申請につき、規則第 16 条の規定と第 27 条の規定を同時に適用して許可又は起業の認可をするものとする。

附則

- (1) この方針は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

漁業名称	漁業種類名	定数の有無
12 刺 網	(1) きす二枚刺網漁業	定 数
	(2) あまだい三枚こぎ刺網漁業	定 数
	(3) 三枚刺網漁業	—
13 袋 網	(1) 袋網漁業	定 数
14 小 型 定 置	(1) 小型定置網漁業	—
	(2) うすめ網漁業	—
15 い る か 追 込	(1) いるか追込漁業	—
16 ぼ ら 敷 網	(1) ぼら敷網漁業	—
17 追 込 網	(1) 追込網漁業	—
18 張 網	(1) 張網漁業	—
19 寄 網	(1) あじ寄網漁業	—
20 潜 水 器	(1) なまこ潜水器漁業	—
	(2) あわび、さざえ、てんぐさ潜水器漁業	
	(3) あわび、さざえ、とこぶし、てんぐさ潜水器漁業	
	(4) あわび、さざえ、とこぶし、ばていら潜水器漁業	
	(5) あわび、さざえ、とこぶし、ばていら、てんぐさ潜水器漁業	
	(6) あわび、さざえ、とこぶし、ばていら、てんぐさ、つのまた、とさかのり潜水器漁業	
	(7) あわび、さざえ、とこぶし、ばていら、なまこ潜水器漁業	
	(8) あわび、さざえ、とこぶし、ばていら、なまこ、てんぐさ潜水器漁業	
	(9) あわび、さざえ、とこぶし、ばていら、なまこ、てんぐさ、わかめ潜水器漁業	
	(10) あわび、さざえ、とこぶし、ばていら、なまこ、てんぐさ、わかめ、とさかのり潜水器漁業	
	(11) あわび、さざえ、とこぶし、なまこ潜水器漁業	

許可又は起業の認可の取扱方針等

- イ 根拠地別に定数を定め、操業区域を異にする地区間の許可の移動は認めない。
- ロ 総トン数5トン未満の船舶に限り許可又は起業の認可をする。ただし、一斉更新前に当該総トン数を超えた船舶について許可を受けている者については、本船一代限り認めるものとする。
- イ 根拠地別に定数を定め、操業区域を異にする地区間の許可の移動は認めない。
- ロ 総トン数5トン未満の船舶に限り許可又は起業の認可をする。ただし、一斉更新前に当該総トン数を超えた船舶について許可を受けている者については、本船一代限り認めるものとする。
- イ 操業区域は浜名湖内に限る。
- イ 総トン数5トン未満の船舶に限り許可又は起業の認可をする。
- イ 垣網の途中に漁獲を目的とした袋網部を設置する場合(通称2階網)については、これを1ヶ統とみなし、各々について許可を受けなければならない。
- イ 操業区域は浜名湖内に限る。
- ロ 資源保護及び漁業調整上支障のない範囲内で許可する。
- イ 資源保護及び漁業調整上支障のない範囲内で許可する。
- イ //

漁業名称	許可の区分又は対象	許可証項目
(袋 網)	(袋網)	4 制限又は条件
い る か 追 込	いるか追込	1 漁業種類 2 操業区域 3 操業期間 4 制限又は条件

(根拠地別)

許可の内容及び許可の制限又は条件

- (1) 船舶の航行を妨げてはならない。
- (2) 次のイ、ロの海域別に定めた規模、構造以外の漁具を使用してはならない。

イ 浜名湖奥部

湖西市鷺津 2499 番地防波堤角と浜松市西区村櫛町 4666 番地の 2 地先北西角を結んだ線以北の海域、浜松市西区村櫛町 4599 番地の 12 地先と浜松市西区古人見町伊佐見開拓堤 B 区北西角を結んだ線以北の海域及び浜松市西区雄踏町宇布見橋以東の浜名湖海域

- (イ) 道網 長さ 180 メートル以下、目合 23 ミリメートル(14 節)以上
- (ロ) 回網 一辺の長さ 18 メートル以下(ただし、さより網は 36 メートル以下)、目合 23 ミリメートル(14 節)以上
- (ハ) 袋網 18 メートル以下、目合 12.6 ミリメートル(25 節)(モジ網 140 径)以上

ロ イ以外の海域

- (イ) 道網 長さ 180 メートル以下、目合 28 ミリメートル(12 節)以上
- (ロ) 回網 一辺の長さ 18 メートル以下(ただし、さより網は 36 メートル以下)、目合 28 ミリメートル(12 節)以上
- (ハ) 袋網 18 メートル以下、目合 16 ミリメートル(20 節)(モジ網 105 径)以上
- (3) 体長 9 センチメートル以下のクルマエビ、全甲幅 12.5 センチメートル以下のガザミ類を採捕してはならない。
- (4) 操業中は許可番号を明記した標識を当該漁具に設置しなければならない。
- (5) 1 許可 1 統とする。

いるか追込漁業

申請どおり

申請どおり

- (1) 1 渔期の捕獲頭数は、毎年別途指定した種類及び頭数の範囲内とする。
- (2) 捕獲頭数調整等のために操業停止を指示した場合は、これに従うこと。

漁業許可（起業認可）申請書

年月日

静岡県知事 氏名様

住 所 [法人にあっては、その
主たる事務所の所在地]

申請者

氏 名 [法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名] 印

下記により 漁業の許可（起業の認可）を受けたいので、申請します。

記

1 漁業種類

2 操業区域

3 漁獲物の種類

4 操業期間 年月日から 年月日まで

5 漁業根拠地

6 漁具の種類規模及び数

7 使用する船舶

船名	漁船登録番号	総トン数	推進機関の種類	馬力数
		トン	式	
		トン	式	

8 火光を利用するものにあっては、電源の種類及び出力集魚灯の数及び光力

9 魚群探知機の有無

10 相手船舶

船名	漁船登録番号	総トン数	推進機関の種類	馬力数
		トン	式	

様式第6号

漁業の操業に係る同意書

年 月 日

静岡県知事 氏名 様

住 所
同意者 氏 名 印

下記の者が、共第 号共同漁業権漁場内で、漁業を営むことを同意します。

記

住 所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地)
申請者 氏 名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

許可番号 第 号					
漁業許可証					
住所又は所在地					
氏名又は名称					
1 漁業種類					
2 操業区域					
3 操業期間					
4 船舶					
(1)	船名				
(2)	漁船登録番号				
(3)	総トン数				
(4)	推進機関の種類 及び馬力数				
5 許可の有効期間					
年	月	日から	年	月	日まで
6 制限又は条件					
年 月 日					
静岡県知事 氏名 (印)					